

## 第六 議員の資産公開



# 1 政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例

平成7年12月21日  
条例第75号

(目的)

第1条 この条例は、主権者である県民の信託を受けて県政に携わる熊本県議会（以下「議会」という。）の議員が、自らその資産等を公開することにより、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(資産等報告書等の提出)

第2条 議会の議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により議会の議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議会の議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、議会の議長に提出しなければならない。

- (1) 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。） 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
- (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額
- (5) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）
- (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。） 種類及び数量

- (7) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） ゴルフ場の名称
- (8) 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額
- (9) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額

2 議会の議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、議会の議長に提出しなければならない。

（所得等報告書の提出）

第3条 議会の議員（前年1年間を通じて議会の議員であった者（任期満了又は議会の解散による任期終了により議会の議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものにあつては、当該議会の議員でない期間を除き前年1年間を通じて議会の議員であった者）に限る。）は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議会の議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものにあつては、同月1日から再び議会の議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、議会の議長に提出しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実）

ア 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて議会の議長が定めるもの

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分

の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

（関連会社等報告書の提出）

第4条 議会の議員は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議会の議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものにあつては、同月2日から再び議会の議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、議会の議長に提出しなければならない。

（資産等報告書等の保存及び閲覧）

第5条 前3条の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、これらを受理した議会の議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 県民は、議会の議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

（細則）

第6条 この条例に定めるもののほか、議会の議員の資産等の公開に関する規定は、議会の議長が定める。

附 則

1 この条例は、平成7年12月31日から施行する。

2 この条例の施行の日において議会の議員である者は、同日において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、議会の議長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定により提出された資産等報告書については、第5条の規定を準用する。

附 則（平成13年12月20日条例第52号）  
この条例は、公布の日から施行する。

- 附 則（平成19年6月22日条例第51号）
- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
    - (1) 第2条第1項第4号の改正規定 平成19年10月1日
    - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日
  - 2 改正後の第2条第1項第4号の規定の適用については、平成19年10月1日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金をいい、通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

## 2 政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程

平成7年12月21日  
議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例（平成7年熊本県条例第75号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等)

第2条 条例第2条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第2条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券（資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限る。）、金銭信託及びその他とする。

3 条例第2条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

4 条例第2条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

5 条例第2条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

6 条例第2条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第3条 条例第2条第1項の資産等報告書は、別記第1号様式によるものとする。

2 条例第2条第2項の資産等補充報告書は、別記第2号様式によるものとする。

(所得等報告書)

第4条 条例第3条第1号イの議会の議長が定める所得の金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）

のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第5条 条例第3条の所得等報告書は、別記第3号様式によるものとする。

2 条例第3条の所得等報告書の提出は、納税申告書の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

（関連会社等報告書）

第6条 条例第4条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第7条 条例第4条の関連会社等報告書は、別記第4号様式によるものとする。

（期限の特例）

第8条 条例第2条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書及び条例第4条の関連会社等報告書（以下「報告書」と総称する。）の提出の期限が熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

（報告書の訂正）

第9条 報告書を訂正しようとする場合には、議員は、訂正届を提出し、訂正の箇所にその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告書の閲覧）

第10条 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、することができる。

2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、議長が指定する場所で、熊本県の執務時間に関する規則（平成元年熊本県規則第31号）第1条に規定する執務時間中にしなければならない。

- い。
- 3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
  - 4 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
  - 5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
  - 6 前各項に定めるもののほか、条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成7年12月31日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規定により提出する資産等報告書については、第2条、第3条第1項及び第8条から第10条までの規定を準用する。

(中略)

附 則 (令和3年3月12日議会告示第3号)  
この規程は、告示の日から施行する。

資 産 等 報 告 書

熊本県議会議員 \_\_\_\_\_

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の 課税標準額	摘 要
	m <sup>2</sup>	円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	m <sup>2</sup>	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。



#### 4 預金・貯金

##### (1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

##### (2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

## 5 有価証券

種 類	額面金額の総額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種 類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種 類	数 量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種 類	数 量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種 類	数 量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称


8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

資 産 等 補 充 報 告 書

熊本県議会議員 \_\_\_\_\_

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の 課税標準額	摘 要
	m <sup>2</sup>	円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

## 2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	m <sup>2</sup>	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。  
3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。



#### 4 預金・貯金

##### (1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

##### (2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額面金額の総額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種 類	数 量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種 類	数 量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種 類	数 量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。



7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称


8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

貸入金の総額	円
--------	---

年 月 日

所 得 等 報 告 書

熊本県議会議員

印

		所 得 金 額	基 因 と な っ た 事 実
総 合 課 税	事 業 所 得	円	
	不 動 産 所 得		
	利 子 所 得		
	配 当 所 得		
	給 与 所 得		
	雑 所 得		
	譲 渡 所 得		
	一 時 所 得		
分 離 課 税	土 地 等 の 事 業 ・ 雑 所 得		
	短 期 譲 渡 所 得		
	長 期 譲 渡 所 得		
	株 式 等 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得		
	上 場 株 式 等 の 配 当 所 得		
	先 物 取 引 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得		
山 林 所 得			

受 贈 財 産 の 課 税 価 格	
-------------------	--

(注)基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

別記第4号様式（第7条関係）

年 月 日

関 連 会 社 等 報 告 書

熊本県議会議員 \_\_\_\_\_

会社その他の 法人の名称	住 所	役員、顧問 その他の職名

- (注) 1 4月1日現在の名称等を記入する。  
2 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

